nagomi お知らせ news

第３次和水町まちづくり総合計画（案）へのパブリックコメントを募集します

問 まちづくり課　企画調整係　☎0968・86・5721

◆パブリックコメントとは

町の施策や基本方針となるさまざまな計画などの意思決定の過程において、計画（案）を公表し、町民の皆さんからの意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うことです。

◆まちづくり総合計画とは

まちづくり総合計画とは、地方自治体における行政運営の最上位計画であり、自治体の将来像や方向性を町民と共有し、一体となってまちづくりを進めるための総合的な指針です。

第3次和水町まちづくり総合計画（案）について

【計画の構成】 基本構想と基本計画で構成します。

【基本構想】 計画期間中、町が目指す将来像や基本目標を示すまちづくりの総合的な指針。

【基本計画】 基本構想に掲げる町の将来像を実現するために取り組むべき施策を体系的・総合的に示した計画。今回は前期４年間の「前期基本計画」のことをいいます。

【計画期間】 令和８年度から令和15年度までの８年間となっています。

【策定方法】 現行計画（第２次和水町まちづくり総合計画）の振り返り、町民アンケート、町民ワークショップを行い、町民の皆さんのご意見を広く聴取し策定を進めています。また、計画の策定にあたっては、条例に基づき「和水町振興計画審議会」で調査及び審議を行っています。

第３次和水町まちづくり総合計画で掲げる町の将来像「温もりをつなぎ　誇りを育む　わたしたちの和水町」

今後も進展する人口減少に対応しながら、今後の和水町を担う人材を育成するとともに、町民の皆さんのつながりやコミュニティを大切につないでいくことで、町外からも魅力的で、町民の皆さんが誇れる町を目指す願いが込められています。

将来像を実現するため、６つの分野に分けた基本目標を設定します。

基本目標１ 安心・安全に暮らせるまち 【安心・安全・地域連携】	基本目標２ 住みたくなる魅力のあるまち 【移住定住・町の魅力づくり】	基本目標３ 活気あふれる個性豊かなまち 【農林水産業、商工業振興・企業誘致・雇用創出】
基本目標４ 未来を担う人が育つまち 【文化教育・人材育成】	基本目標５ 便利な生活と豊かな自然が共存するまち 【生活基盤】	基本目標６ 地域と共に歩む「協働」のまち 【協働・行財政運営】

◆意見の提出について

▶計画（案）の閲覧について

（1）町ホームページに掲載しています。
（2）本庁まちづくり課、支所地域振興課で閲覧できます。

▶意見の提出ができる人

（1）本町の区域内に住所を有する人
（2）本町の区域内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体
（3）本町の区域内の事務所又は事業所に勤務する人
（4）本町に対して納税義務を有する個人及び法人
（5）本手続きに関する事案に利害関係を有する個人、法人及びその他の団体

▶意見の提出方法、提出先

「意見書」に必要事項を明記のうえ、次のいずれかの方法でご提出ください。なお、「意見書」は町ホームページでダウンロードできるほか、本庁まちづくり課、支所地域振興課に備え付けています。

（1）メール（msui@town.nagomi.lg.jp）
（2）郵送（〒865－0192　和水町江田3886番地　和水町まちづくり課）
（3）FAX（0968・86・4215）
（4）持参（和水町役場本庁２階まちづくり課）

▶意見書提出期間

１月13日㈫から１月27日㈫まで

▶意見の取扱い

・いただいたご意見を考慮して、計画の意思決定を行います。
・いただいたご意見は、公表することが不適切であるものを除き、公表します。

nagomi お知らせ news

政治家の寄附は禁止、有権者が求めることも禁止されています

問 和水町選挙管理委員会　☎0968・86・5720

年末年始は何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

ルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

三ない運動

- 寄附を 政治家は 贈らない！
- 寄附を 有権者は 求めない！
- 寄附を 政治家から 受取らない！

政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかからない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう

政治家の寄附禁止の対象例

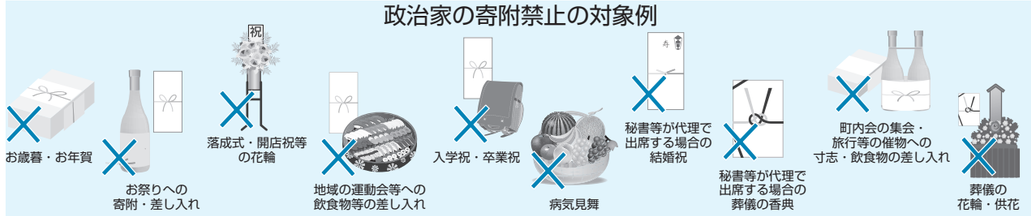

次の①から④まで及び⑥の項目によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に寄附をすることは、その時期や名義にかかわらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも同様です。

※政党その他の政治団体またはその支部や親族に対するものなどは、禁止の対象から除かれます。

※政治家本人が出席する結婚披露宴における祝儀や葬式（通夜）における香典は罰則の対象から除かれています。（選挙に関してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。）

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に、政治家の氏名を表示したり、類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。

④政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、花輪等や、これに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

※一般の政党支部は後援団体には当たりませんが、③にあるように、政治家の氏名を表示したり、類推されるような方法で寄附することは禁止されています。

⑤年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状等の時候のあいさつ状（電報等も含む）を出すことは禁止されています。

⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や政治家の後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネット等に出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

和水町長選挙及び和水町議会議員一般選挙のお知らせ

任期満了に伴う和水町長選挙及び和水町議会議員一般選挙の選挙期日が次のとおり決定されました。

告示日　令和８年３月17日㈫

投票日　令和８年３月22日㈰

※選挙に関するその他の日程等については、１月開催の選挙管理委員会で決定する予定です。
※選挙に関する詳細等については、広報なごみ、町ホームページ等で随時お知らせする予定です。